

鶴岡市農業委員会第 14 回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 7 年 1 月 16 日 (木) 午前 9 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 金野 匡良 2 番 菅原 仁 3 番 伊藤 由紀子 4 番 鈴木 聡 5 番 野村 恵 6 番 工藤 久子 7 番 小林 博 8 番 渡部 修 9 番 丸山 伸一 10 番 石井 光明
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 2 番 井上 克浩 3 番 石川 守 4 番 齋藤 功 5 番 齋藤 万里子 6 番 齋藤 和博 7 番 新館 登 8 番 齋藤 政伸 9 番 菅原 輝康 10 番 河井 健次 11 番 富樫 初 12 番 黒井 涼子 13 番 若生 正人 14 番 清野 吉喜 15 番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	なし
事 務 局	局長 伊藤 幸 補佐 黒井 布美 調整専門員 伊藤 淳 主査 原田 和泉 主査 坂田 英勝 調整主任 金内かな 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 羽黒分室調整専門員 伊藤 元生 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室主任 大川 和之
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届、遅参早退届はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第 14 回東部農地部会を開会します。はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、9 番 丸山 伸一委員、1 番 金野 匡良委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入らせていただきます。報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) ≪報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について≫
事 務 局	(説 明) ≪報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について≫
事 務 局	(説 明) ≪報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について≫
議 長	報告事項ではありますが、質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について≫
議 長	これは 3 条案件ですので、担当委員より現地調査報告をお願いします。2 番 井上克浩推進委員。
2 番推進委員	推進委員 2 番 井上です。藤 10、藤 11 についてご報告申し上げます。双方お互いの土地に隣接する圃場であります。藤 10 の土地は、JR 羽越本線に程近い本田地帯の真ん中にある圃場になります。一方の藤 11 の土地は、現在の井上農場のミニライスセンター敷地のちょうど農道との角地に当たりまして、将来的にこの土地を所有すれば、非常に利便性が上がるということです。面積については、半分でありますけども、交換という事で行うものです。従いまして農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことをご報告いたします。以上です。
議 長	2 番 菅原 仁委員。
2 番 委 員	2 番 菅原です。1 月 10 日に私と今野委員と事務局 2 名で、羽 22 から羽 25 の現地調査を行いました。結果、農地法第 3 条 2 項に該当せず、許可要件をすべて満たしておりましたので報告いたします。
議 長	7 番 小林 博委員。
7 番 委 員	7 番 小林です。櫛 8 について 1 月 10 日に、私と河井推進委員と事務局 1 名で、積雪のため航空写真等の資料により、現地調査を実施しました。出し手の要望により、親戚関係である受け手に声を掛けたものです。受け手は田では、水稻、畑ではメロン、樹園地では柿を作付しており、申請地では、水稻を作付する予定です。以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないことを報告いたします。
議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。7 番 新館 登推進委員。
7 番推進委員	推進委員 7 番 新館です。藤 10、藤 11 の案件についてですが、面積が違いすぎる土地の交換という事で、税金が発生するのではないかと考えられますが、大丈夫なのでしょうか。
議 長	事務局の説明をお願いします。

事務局	ミニライスセンター協の農地は交換する田の半分ほどの面積ですが、双方がそれで良いと合意したものです。税金の発生については税務署での判断となりますが、税が発生することも承知の上での契約という事で確認しております。
議長	他に質問等は、ございませんか。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案通り決しました。続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議長	それでは審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので質疑を終結し、採決を行います。議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定については、議案通り決しました。これをもちまして、第14回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前 9:55
	議長 石井 光明 議事録署名委員 金野 匡良 議事録署名委員 丸 山 伸 一

